

企画作成のための仕様書B（研究開発プラットフォーム対象）

1 事業名

「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム運営等委託事業（研究開発プラットフォーム）

2 目的

農林水産省では、我が国農林水産・食品産業の成長産業化を通じて、国民が真に豊かさを実感できる社会を構築するため、農林水産・食品分野と異分野との連携により、革新的な研究成果を生み出し、これらをスピード感を持って商品化・事業化に導く、新たな産学連携研究の仕組み（「知」の集積と活用）による研究開発を実施することとしている。

「知」の集積と活用においては、多様な関係者が参加するコミュニティである産学官連携協議会において、セミナー・ワークショップ等を開催することにより、会員の交流とネットワーク化を図り、共通の課題に取り組む研究開発プラットフォームづくりを推進することとしている。

本事業では、革新的な研究開発から商品化・事業化へとつなげる拠点である研究開発プラットフォームの活動を効果的・効率的に進めるため、当該プラットフォームの諸活動を統括する執行責任者であるプロデューサー（又はチーム）を配置し、研究戦略、研究計画、知的財産戦略の策定等を推進する。

3 事業内容

目的を達成するため、以下の事業を実施する。

(1) 研究開発プラットフォームの推進体制の整備

プロデューサー（又はチーム）を中心として、活動計画（研究戦略、研究計画（資金調達計画を含む。）、知的財産戦略）を作成し効果的・効率的で革新的な研究開発を行なえる体制を整える。

(2) 研究開発プラットフォームの活動計画の作成及び実施

初年度において研究開発プラットフォームにおける活動計画を作成するとともに、研究開発の実施から商品化・事業化についての計画を策定する。

また、活動計画に沿って研究コンソーシアム（リサーチプロジェクト）の立ち上げ、研究開発資金の調達等、研究開発の実施に向けた活動を行う。

4 事業の実施体制

事業実施責任者及び経理責任者を配置すること。

5 事業の実施期間及び委託費の限度額

平成30年度の事業の実施期間は、契約締結の日から平成31年3月7日（木）までとする。

また、平成30年度の委託費の限度額は、1件当たり2,500千円とする。

なお、総実施期間は、平成30年度から開始し3年以内とする。

6 成果品

3の事業内容について、毎年度報告書に取りまとめ提出すること。なお、報告書の具体的な内容は次のとおりとする。

(1) 報告書の内容

項目	内容	備考
(1) 研究開発プラットフォームの推進体制の整備	・組織図 ・運営体制等 ・推進体制整備のための活動状況	
(2) 研究開発プラットフォームの活動計画の作成及び実施	・活動計画（研究戦略、研究計画（資金調達計画を含む）、知的財産戦略） ・商品化・事業化についての計画 ・活動計画の実施状況	

(2) 報告書の部数等

① 部数等

7部／20ページ程度

② 報告書を収録した電磁的記録媒体（CD又はDVD）1部。

なお、納入する電磁的記録媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

7 事業実績報告書

毎年度の事業が終了したときは、事業実績報告書を2部提出すること。

8 その他

(1) 受託者は、情報セキュリティの確保に万全を努めることとし、特に、次の点に注意すること。

① 本委託事業の実施に当たり、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、セキュリティマニュアル等を作成して適正な個人情報等の管理を行うこと。

② 本委託事業の実施に当たり、外部と接続しているパソコンを利用する場合には、ファイアウォールの設定等、本委託事業に係る情報が不正に外部に流失しないよ

う、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、適切な個人情報等の管理に係る措置を講じること。

- ③ 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに事業担当職員に報告し、今後の対応方針について協議すること。
- ④ 受託者は、本委託事業の遂行により知り得た情報（個人情報を含む。）については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- ⑤ 受託者は、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）の取扱い及び管理について、個人情報保護法に関する法令の趣旨に従うこと。
- ⑥ 受託者は、個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。

(2) 受託者は、本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じた事項については、速やかに担当職員と協議すること。

(3) 再委託の適正化を図るための措置

- ① 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- ② 受託者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、委託契約書に定めるところに従って発注者の承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

(注) 再委託してはならない業務及び再委託比率の上限の例外

ア 再委託先の業務が海外で行われる場合

イ 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

エ その他支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長が契約の性質又は目的からやむを得ないと認める場合

(4) 本委託事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、算定すること。